た右の事業等の関連社会資本整備事業及び効果促進事業（変更前計画に記載されたものに限る。）については、事業実施計画の添付資料への記載を要しない。）

一　関連社会資本整備事業※

事業実施計画の添付資料に記載された成果目標を実現するため、右の事業等と一体的に実施することが必要な社会資本整備重点計画法（平成十五年法律第二十号）第二条第二項各号（第十四号及び当該整備計画に係る事業が該当する号を除く。）に掲げる事業（維持に関する事業及びレクリエーションに関する施設の整備事業を除く。）及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号）第二条第一項に規定する公的賃貸住宅の整備に関する事業

二　効果促進事業※

事業実施計画の添付資料に記載された成果目標を実現するため、右の事業等（関連社会資本整備事業を除く。）と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業等（次に掲げるものを除く。）

イ　事業実施主体の運営に必要な人件費、賃借料その他の経常的な経費への充当を目的とする事業等

ロ　交付対象となる地方公共団体の区域を著しく超えて運行される公共交通機関に係る事業等

ハ　レクリエーションに関する施設の整備事業

第八号に該当する事業等	第三号に該当する事業等	第二号に該当する事業等
動物収容・譲渡対策施設整備事業	学校施設環境改善に関する事業のうち、次に掲げるもの	消防防災施設整備に関する事業（耐震性貯水槽、備蓄倉庫、防火水槽（林野分）、林野火災用活動拠点広場、活動火山対策避難施設、広域訓練拠点施設、画像伝送システム（施設分）、救急安心センター等整備事業及び高機能消防指令センター総合整備事業）
長距離自然歩道整備事業（国立公園及び国定公園の区域内を除く。）※	一　余裕教室の改修に関する事業（小学校、中学校及び中等教育学校の前期課程に限る。）	
国定公園において行われる施設の整備事業※	二　校内ＬＡＮの整備に関する事業（小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に限る。）	
国指定鳥獣保護区において行われる自然再生施設の整備事業（既着手事業に限る。）※		
生物多様性保全回復整備に関する事業（生物の多様性の保全上重要と認められる地域における、生物の多様性の保全・回復を図るための保全施設及び生息空間の整備）		

（注）※を付した事業は、都道府県が国からの交付金を充てて自ら実施する事業等及び都道府県が国からの交付金を市町村、関係団体又は民間事業者等に交付し、当該市町村等が実施する事業等に限る。

別表第二　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）

第四号に該当する事業等	第五号に該当する事業等
水道施設整備に関する事業（水道水源開発施設整備、水道広域化施設整備、高度浄水施設等整備、水道未普及地域解消事業、簡易水道再編推進事業（鉛製管の更新を行う事業、基幹的な水道構造物の耐震化のための補強事業、緊急遮断弁又は非常用電源設備を設置する事業及び地震対策として行う石綿セメント管を廃止して新設する事業を除く。）、生活基盤近代化事業（鉛製管の更新を行う事業、基幹的な水道構造物の耐震化のための補強事業、緊急遮断弁又は非常用電源設備を設置する事業及び地震対策として行う石綿セメント管を廃止して新設する事業を除く。）及び閉山炭鉱水道施設整備）	海岸保全施設整備事業のうち、次に掲げるもの
社会福祉施設等施設整備に関する事業（保護施設等の施設整備及び社会福祉施設等の大規模修繕等（身体障害者社会参加支援施設のうち視聴覚障害者情報提供施設については、点字出版施設を除く。））	一　高潮対策事業及び侵食対策事業のうち、次に掲げるもの
※	イ　農地海岸
地域介護・福祉空間整備等施設整備に関する事業（介護療養型医療施設転換整備計画に基づく事業、緊急ショートステイの整備事業、都市型軽費老人ホーム整備事業、施設内保育施設整備事業、市町村提案事業及び小規模な養護老人ホーム整備事業）	総事業費がおおむね五十億円未満又は防護農地面積がおおむね五百ヘクタール未満のもの
	ロ　漁港海岸
	総事業費がおおむね十億円未満又は防護人口がおおむね百五十人未満のもの
	二　海岸耐震対策事業
	三　海岸堤防等老朽化対策事業

三　空調の整備に関する事業（小学校、中学校及び中等教育学校の前期課程に限る。）

四　屋外教育環境の整備に関する事業（小学校、中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校に限る。）

五　木の教育環境の整備に関する事業（小学校、中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校に限る。）

六　地域・学校連携施設の整備に関する事業（小学校、中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校に限る。）

七　産業教育施設の整備に関する事業（高等学校及び中等教育学校の後期課程に限る。）

八　学校屋外運動場照明施設の新改築（小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部に限る。）

九　学校クラブハウスの新改築（小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部に限る。）

十　太陽光発電等の整備に関する事業（小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、高等学校及び中等教育学校の後期課程の産業教育施設、特別支援学校並びに共同調理場に限る。）

十一　社会体育施設の整備に関する事業